

6宗監第121号
令和6年11月6日

様

宗像市監査委員 山下 稔
宗像市監査委員 伊達 正信



住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和6年9月17日に提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果について別紙のとおり通知します。

(別紙)

住民監査請求に基づく監査の結果について

令和6年9月17日に提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は下記のとおりである。

記

第1 請求の内容

1 請求人

氏名

住所 宗像市

2 本件請求の要旨

宗像市長が令和6年度に吉武地区コミュニティ運営協議会に交付した宗像市まちづくり交付金（以下「まちづくり交付金」という。）について、請求人が提出した宗像市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）及びその内容について事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件請求において対象となる財務会計上の行為又は怠る事実及び請求人が求める措置の内容は次のとおりである。

(1) 措置請求の要旨（措置請求書から抜粋してほぼ原文のまま記載）

ア 宗像市長は、今年度のまちづくり交付金交付前の審査時に、宗像市コミュニティ基本構想の「地域分権」の理念の適合性を考慮せず、組織の長の兼任による内部統制上の牽制機能の脆弱性を指摘せず、まちづくり交付金を吉武地区コミュニティ運営協議会に交付した。

イ 吉武地区コミュニティ運営協議会と関連の2つの公共的団体の兼任の長であり、宗像市議会議長のA市会議員の後援会長のB氏が、自治会の権限を使いA市会議員の政治活動を行ない、認可地縁団体城南ヶ丘に

地方自治法第260条(2)⑨違反をさせ、吉武地区コミュニティ運営協議会は、宗像市まちづくり交付金交付規則第4条で禁止されている、宗教的活動又は政治的活動、公序良俗に反する活動に違反し、政治活動を実施する人件費や施設使用料として交付金をあてた。これらの行為は「地域分権」の理念に反する。宗像市長は、吉武地区コミュニティ運営協議会へのまちづくり交付金の交付により、これらの違反を引き起こしたことは不当である。

ウ A市会議員を支持しない者も含めた地域住民が本来持つべき、まちづくり交付金を平等に受益する権利と、日本国憲法第19条思想・信条の自由が侵害された。この損害が派生して、吉武以外の全てのまちづくり交付金の交付手続き、ひいては、宗像市のコミュニティ基本構想を根底から腐敗させうると予測される。

エ 宗像市長に対し、吉武地区コミュニティ運営協議会への今年度のまちづくり交付金の返還、または次年度交付しないことを請求する。

(2) 確認した措置請求の内容

請求人から提出された措置請求書及び後述する請求人からの口頭意見陳述の内容から本件措置請求の内容を次のとおり判断した。

ア 令和6年度まちづくり交付金の交付に当たり、以下の違法又は不当な財務会計上の行為が行われた。

(ア) 宗像市長は、令和6年度のまちづくり交付金申請の審査時に、第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画(以下「基本構想」という。)の「地域分権」の理念の適合性を考慮せず、また、組織の長の兼任による内部統制上の牽制機能の脆弱性を指摘することなく、まちづくり交付金を吉武地区コミュニティ運営協議会(以下「運営協議会」という。)に交付した。

(イ) 運営協議会副会長、城南ヶ丘自治会会長及び吉武地区自治会長会会長(以下「3団体の役員」という。)を兼任する市議会議員の後援会長が、自治会の権限を使い当該市議会議員の政治活動を行い、認可地縁団体である城南ヶ丘自治会(以下「自治会」という。)に法第260条の2第9項違反をさせた。また、運営協議会は、宗像市まちづくり交

付金交付規則（以下「交付金規則」という。）第4条に違反して、政治活動を行うための人件費や施設利用料にまちづくり交付金を充てた。

(ウ) 特定の市議会議員を支持しない者も含めた地域住民が本来持つべきまちづくり交付金を平等に受益する権利と、日本国憲法第19条思想・信条の自由が侵害された。この損害が派生して、吉武地区以外の全てのまちづくり交付金の交付手続、ひいては、基本構想を根底から腐敗させ得ると予測される。

イ 上記（ア）、（イ）及び（ウ）で特定した違法又は不当な財務会計上の行為について、宗像市長に対し、令和6年度に運営協議会に交付したまちづくり交付金8,949,000円の返還、又は令和7年度の交付をしないことを請求する。

(3) 事実証明書

措置請求書に添付された事実証明書の内容は次のとおりである。

ア 住民監査請求の詳細

イ 住民監査請求の事実証明に必要な調査報告

ウ ア及びイに係る証拠資料（吉武地区コミュニティ運営協議会規約、城南ヶ丘自治会規約、令和5年度城南ヶ丘自治会通常総会資料、城南ヶ丘自治会令和6年度9月定例役員会議事録等）

3 要件審査

法第242条第1項には、普通地方公共団体の住民は、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分等があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、監査請求をすることができる」と規定されている。

請求人から提出された措置請求書では、宗像市長が令和6年度のまちづくり交付金を運営協議会へ交付したことが違法又は不当であると主張しているため、公金の支出に関する住民監査請求であると判断した。

第2 監査の実施

1 措置請求書の提出

令和6年9月17日に提出された。

2 請求の受理

審査した結果、本件請求は法第242条に規定された要件を具備しているものと判断した。なお、本件の請求内容について、宗像市長に請求するまちづくり交付金の返還額について疑義が生じたが、請求人による口頭意見陳述と監査の実施により確認できるものと判断し、令和6年9月25日に受理を決定した。

3 請求人による口頭意見陳述

(1) 口頭意見陳述機会の設定及び実施

法第242条第7項の規定に基づき、令和6年10月7日に請求人による追加の証拠の提出と口頭意見陳述の機会を設け、請求人の意見を聴取した。その際、請求人から追加の書類が提出された。

(2) 口頭意見陳述の主な内容

請求人は、措置請求書の内容を読み上げ、特に以下のことを口述した。

ア 令和6年9月の自治会役員会議の冒頭に市議会議員の後援会長である自治会会長が、当該市議会議員を連れてきて、同議員が政治活動を行った。自治会は、法第260条の2に規定される認可地縁団体であるため、上記の行為は同条第9項の規定に違反している。

イ 運営協議会に交付された令和6年度まちづくり交付金の一部が運営協議会から自治会に交付されている。自治会活動の中で政治活動が行われたことは、実施に要する人件費や施設利用料にまちづくり交付金が充てられたものであり、交付金規則第4条に違反している。

(3) 監査委員が請求人に確認した内容

ア 請求人は令和6年9月7日、自治会役員会に傍聴人として出席した。市議会議員が政治活動をした時間は会議冒頭の5分程度である。

イ 宗像市長に返還を求める額は、令和6年度のまちづくり交付金の全額（8,949,000円）である。

ウ 運営協議会から自治会に交付されているのはまちづくり交付金である。自治会は運営協議会の下部団体だから関係がないという考え方はおかしい。3団体の役員が同一人物であることが問題である。

4 監査の対象事項

(1) 監査の対象とする事項

ア 宗像市が、運営協議会の副会長が自治会及び吉武地区自治会長会（以下「自治会長会」という。）の会長を兼任している当該運営協議会を対象として、基本構想の地域分権の理念に反した組織であることを考慮せず、また、兼任による内部統制上の牽制機能の脆弱性を指摘せずにまちづくり交付金を交付したことの適否

イ 運営協議会が、交付金規則第4条第1項第1号に違反して、まちづくり交付金を政治活動に必要な人件費や施設利用料に充てたことの適否

ウ ア及びイの違法又は不当な財務会計上の行為を理由に宗像市長に令和6年度のまちづくり交付金8,949,000円の返還、又は令和7年度の交付をしないことを請求することの適否

(2) 監査の対象としない事項

ア 請求人は、3団体の役員を兼任する市議会議員の後援会長が、当該市議会議員に認可地縁団体である自治会の役員会冒頭において政治活動を行わせ、認可地縁団体である自治会に法第260条の2第9項の違反をさせた、と主張する。

法第260条の2第9項は、「認可地縁団体は特定の政党のために利用してはならない」と規定している。本事案では、市議会議員個人の政治活動が対象となっていることから、法第260条の2第9項違反の問題は生じない。

さらには、住民監査請求は財務会計上の行為を対象としているが、請求人の主張は財務会計上の行為ではない政治活動そのものを対象としているため、住民監査請求の対象外であると判断した。

イ 請求人は、市議会議員の後援会長が、3団体の役員を兼任し、その権限を利用して自治会役員会で当該市議会議員に政治活動を行わせる行為は、まちづくり交付金を平等に受益する権利及び日本国憲法第19条思想・信条の自由が侵害され、究極的には宗像市の基本構想を根底から腐敗させうると予測される、と主張する。

住民監査請求の要件として、違法又は不当な財産上の行為若しくは怠る事実により市に損害をもたらす行為の存在が必要とされている（平成6年9月8日最高裁判決）。そして当該損害は住民個人の損害ではなく、「財務会計上の違法な行為又は怠る事実が究極的には当該地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害するものである」（昭和53年3月30日最高裁判決）と解されている。さらに、「現時点では住民全体に損害を及ぼさなくとも、違法な行為は行政の腐敗をもたらし、やがては住民全体に損害を及ぼすようになる」という類の「潜在する損害」は住民監査請求の損害には当たらないと解される（平成6年9月8日最高裁判決）。

したがって、請求人の主張は住民監査請求の対象外であると判断した。

5 監査対象課

宗像市市民協働部コミュニティ協働推進課（以下「コミュニティ協働推進課」という。）を監査対象課とした。

6 提出を求めた書類

監査対象課に対して、監査の対象事項に関する次の書類の提出を求めた。

- (1) 令和5年度及び令和6年度まちづくり交付金の交付に関する書類
- (2) 吉武地区コミュニティ「自治会長」に関する規程
- (3) 吉武地区コミュニティ運営協議会自治会活動協力金交付規程

7 監査対象課への事情聴取

令和6年10月11日にコミュニティ協働推進課職員から事情を聴取した。

第3 監査の結果

1 提出書類及び事情聴取により確認した内容

- (1) 令和6年度のまちづくり交付金は、令和6年4月1日付けで宗像市長から運営協議会に交付額8,949,000円の決定通知が行われた。同年5月27日付けで運営協議会から交付請求書の提出があり、同年6月13日付けで交付されている。運営協議会から自治会には、宗像市の交付決定に基づき区協力費、分別収集、一斉清掃、道路クリーン、公園愛護、防犯活動に要する経費として合計450,200円が交付されている。当該交付額は、吉武地区コミュニティ運営協議会自治会活動協力金交付規程に基づき交付される協力金（以下「協力金」という。）である。なお、令和6年度自治会予算書にある「まちづくり交付金408,000円」は、市から支払われる行政事務連絡委託費でまちづくり交付金とは関連のない経費である。
- (2) 宗像市から運営協議会に交付されるまちづくり交付金は、交付規則第4条に掲げられる事業に用途が限定され、同じく、運営協議会から自治会に交付される協力金は、吉武地区コミュニティ運営協議会自治会活動協力金交付規程（以下「協力金交付規程」という。）第3条に掲げる事業に用途を限定して交付されている。したがって、政治活動に支出することのできない経費であり、事業終了後の実績報告で宗像市及び運営協議会が用途の確認を行っている。
- (3) 自治会長会の会長は、吉武地区コミュニティ運営協議会規約（以下「運営協議会規約」という。）第7条第2項により、自治会長の中から互選により選出され、同規約第5条第2項により自治会長会から運営協議会副会長を選出する仕組みとなっている。このため、同一人が3団体の役員を兼務することは、運営協議会の規約上、当然に起こり得る。
- (4) 運営協議会、自治会及び自治会長会の関係は、宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（以下「市民参画条例」という。）第6条第2項により「対等、平等」であり、基本構想においても、対等なパートナーとして連携・協働してコミュニティ活動を推進していくとされている。

2 調査により確認した内容

- (1) 法第260の2第9項の規定「認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない」は、「認可地縁団体が組織として特定の政党を応援することを禁じたものであり、政治家個人とのかかわりについての規定ではない」ため市議会議員個人の政治活動には適用がない。
- (2) 運営協議会は、各自治会にまちづくり交付金を原資とした協力金を交付している。協力金の使途は、協力金交付規程第3条に掲げられた事業に限定されている。運営協議会は、同交付規程第9条に基づき自治会長から提出される活動実績報告書により使途の確認を行っている。

3 判断

(1) 令和6年度まちづくり交付金の交付について

ア 当該まちづくり交付金の交付に当たり、請求人が主張する市議会議員の後援会長が3団体の役員を兼任している運営協議会に交付することが、基本構想の理念に反した不当な財務会計上の行為に当たるのか、ということについて検討する。

役員を選出については、市民参画条例第39条第1項第4号に「コミュニティ運営協議会の責務として「役員等の選出について透明性を図るようにすること」が定められているほかは、特段の制限はない。これは、運営協議会、自治会及び自治会長会は各々地域分権を推進する独立した団体であり、団体の基本的な権能である役員を選出方法は当該団体の自律に委ねられていると解されるためである。したがって、現行の選出方法により役員を選出した結果、市議会議員の後援会長が3団体の役員を兼務することになったとしても、そのことが直ちに基本構想の理念である「地域分権」に反すると考えることはできない。したがって、請求人の主張には理由がない。

イ 次に、3団体の役員を兼任することにより団体間の牽制機能の脆弱化をもたらしているにもかかわらず、まちづくり交付金を交付することは不当な財務会計上の行為に当たるのか、ということについて検討する。

請求人は、運営協議会、自治会及び自治会長会の関係を上下の関係と

とらえ相互に牽制し合う関係と主張するが、基本構想の中では、コミュニティ運営協議会と各自治会は上下の関係ではなく並列的な関係でとらえられている（基本構想7頁、44頁）。さらには、コミュニティ運営協議会の設置根拠となっている市民参画条例第6条は「市及び市民等は、この条例の目的を達成するため」の「行動するすべての局面において対等、平等」でなければならないと規定し、「市民等」の定義を「市内に事務所」を「有する個人及び法人その他の団体」と規定している（市民参画条例第2条第1項第1号エ）。運営協議会、自治会及び自治会長会はいずれも市内に事務所を有する団体であるため、市民参画条例第6条の適用があると解される。これらのことを考え合わせると、運営協議会、自治会及び自治会長会は請求人が主張する上下の関係で相互に牽制し合う関係ではなく、対等、平等で相互に連携、協働する関係と解するのが相当である。

したがって、運営協議会、自治会及び自治会長会が上下の関係で相互に牽制し合う関係であることを前提とする請求人の主張には理由がない。

（2）交付金規則第4条との関係について

交付金規則第4条は、市から運営協議会に交付されるまちづくり交付金について必要な事項を定めた規定である。同条第1項第1号は、「政治的活動」に交付金を充てることができないと定めているが、交付金規則は市とコミュニティ運営協議会との関係を規定しているため、運営協議会から自治会に交付される協力金については直接的な適用はない。しかし、協力金はまちづくり交付金を原資としているため、政治活動に充てられることは違法又は不当な財務会計上の行為に該当する恐れがあるため検討する。

まちづくり交付金は、交付金規則第4条に規定する事業を補助するための交付金である。したがって、運営費等に充てることができない経費である。同時に、運営協議会から自治会に交付される協力金についても協力金交付規程第3条に掲げる事業に用途が限定されている。そして、用途については交付金規則第10条に基づき、運営協議会から実績報告を受け

た宗像市長は交付請求書に付記された事業に充てられたことを毎年度、確認している。

請求人は、自治会役員会の冒頭に5分程度の演説が行われたことをもって、直ちに、政治活動に必要な人件費や施設利用料にまちづくり交付金が充てられたと主張する。請求人が政治活動と主張する演説が政治活動に当たるのか否かは別として、事業費として執行することが限定されている協力金は、令和6年度自治会の予算上、事業費として全額予算化されており、他の用途に支出できる余地はない。請求人から提出された事実証明書及び口頭意見陳述においても協力金を政治活動に充てたとする客観的な根拠は見当たらない。このため、請求人の主張には理由がない。

4 結論

監査の結果、請求人が主張する違法若しくは不当な財務会計上の行為は認められない。

このことから、本件請求は、理由がないものと認め棄却する。